

九州大学基金委員会規程

令和 3 年度 九大規程 第 3 5 号

制 定：令和 3 年 4 月 3 0 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成 1 6 年度九大規則第 6 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、基金委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 基金委員会は、九州大学基金に関する基本的事項について審議する。

(組織)

第 3 条 基金委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 各研究院長のうちから総長が指名する者
- (3) 総長が委嘱する学外学識経験者
- (4) 総務部長及び財務部長
- (5) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、総長が任命する。

(委員長)

第 4 条 基金委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、基金委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 基金委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 基金委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 基金委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(総長の出席)

第 7 条 総長は、基金委員会に随時出席し、審議に加わることができる。

(ワーキンググループ等)

第 8 条 基金委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じてワーキンググル

ープ等を置くことができる。

(事務)

第9条 基金委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部同窓生・基金課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金委員会の運営等に関し必要な事項は、当該委員会において別途定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に九州大学基金委員会規則を廃止する規則（令和3年度九大規則第12号）による廃止前の九州大学基金委員会規則（平成23年度九大規則第27号。以下「旧規則」という。）第6条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づき、基金企画委員会の委員として選出され、同条第4項の規定に基づき任命されている者は、この規程第3条第1項第2号、3号及び第5号に規定されるものとして選出され、同条第4項の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、旧規則による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。